

＜令和 8 年度担い手確保・育成強化事業費 のうち＞

新規就農者チャレンジ事業の概要

農業経営課

1 目的

地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するため、独立・自営就農時 65 歳未満の認定新規就農者に対し、農業機械・施設の導入等の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 対 象 者：認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が 65 歳未満）

※経営開始後 5 年以内まで活用可能

※経営発展支援事業・初期投資促進事業を過去に活用した場合、既に成果目標や計画等を上回る経営の場合は活用可能

(2) 主 な 要 件：

- ・経営開始資金を申請時に受けていないこと
 - ・事業実施地区の地域計画が、事業実施翌年度までに以下の①又は②の要件を満たすこと
- ①目標集積率が、現状より減少するものでなく、6 割以上（中山間地域は 5 割以上）
- ②目標集積率が、現状集積率より 10 ポイント以上増加すること

(3) 成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）：

以下のうち、いずれか 1 つの成果目標を選択して取り組むこと

- ①経営面積の 3 割以上の拡大
- ②付加価値額 1 割以上の拡大（付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費）
- ③労働生産性 3 %以上の向上（労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（又は労働人数）

(4) 実 施 主 体：市町村

(5) 補 助 率 等：

支援メニュー	補助率	
	国	
①機械・施設の購入等の支援 (補助対象) ・機械・施設の改良又は取得 ・経営資源を新規就農者が継承・利用する際の 修繕、移設、撤去等への支援 ・家畜の導入 ・果樹・茶の新植・改植 ・農地等の改良又は造成	3/10	
②機械のリース導入支援	3/7	リース物件購入額（税抜き）×3/7以内 （リース期間4年未満の場合は期間に応じて変動）
【補助上限金額】 (メニュー①②の併用不可)		法人 3,000万円 個人 1,500万円

3 県予算額 11,733 千円